

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 パブリックコメント担当宛て
動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※住所、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

提出意見（2000字以内）	
該当箇所	P7 19行目～ 犬又は猫
意見内容	要約 (100字以内)
	意見
理由 (可能であれば、根拠)	すべての箇所の主語は動物とする。 ペットは犬猫に限らず、ハムスター、鳥や魚は勿論爬虫類やカワウソなど多岐にわたる為

該当箇所	P8 14行目（イ）犬及び猫以外の動物のケージ等は、～
意見内容	要約 (100字以内)
	意見
理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください)	ケージを主体とするのではなく「寝床、休息場、運動スペース」と指定し、動物が重要な行動ができる十分な広さ、動物の主たる活動時間内は常時運動できる広さ、重要な行動ができる設備の設置を求める。 日常的な動作は立つ、横たわるだけに留めるべきではない。特に現状ペットショップで売られる年齢ほど自由に動き回れる場所が不可欠。 十分なスペースがなく排泄場所ときちんと分けられないことが多く不衛生である。

該当箇所	P9 24～25行目 一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
意見内容	要約 (100字以内)
	意見
理由 (可能であれば、根拠)	一時的な保管であっても常時飲水可能にする 飲水は生命活動において重要なファクターであり、当然常時必要なものである。

該当箇所	P9 26～27行目 並びに飼養期間
意見内容	要約 (100字以内)
	意見
理由	該当箇所を削除 飼養期間に関わらず必要

該当箇所	P10 4～5行目 親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。
意見内容	要約 (100字以内)
	意見
理由 (可能であれば、根拠)	56日を経過した犬猫、繁殖の用に供することをやめた犬猫は、販売用の成犬・成猫と同じ扱いとすべき。 親と同居していても繁殖の用に供さなくなっても飼育にかかる手間は差無い。

該当箇所		P11 1～2行目 必要な処置を行うとともに、必要に応じて
意見 内容	要約 (100字以内)	該当箇所を削除
	意見	
理由		独自の措置で終わらせず獣医師に必ず見せるべき

該当箇所		P11 22行目 展示を行わない時間を6時間ごとに設ける
意見 内容	要約 (100字以内)	展示を行わないだけでなく休息や運動ができる時間を設ける。6時間に限定する必要はなく、1時間展示したら5時間休みなどでも良い。
	意見	
理由		自由に行動できない状態での展示は動物に負担がかかる。

該当箇所		P12 6行目/P13 10～14行目 販売業者及び貸出業者
意見 内容	要約 (100字以内)	展示業者を追加。
	意見	
理由		展示会等の為に飼育・輸送するケースもある。

該当箇所		P13 38行目 繁殖を行った者
意見 内容	要約 (100字以内)	捕獲を行った者を追加
	意見	
理由		捕獲され販売されるケースもある。

該当箇所		P15 14～16行目 レ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が～
意見 内容	要約 (100字以内)	レの条項を削除
	意見	
理由		運動が困難なケージではストレスがかかりそもそも飼養・保管に向かない。

該当箇所		P17 5行目 生産地等
意見 内容	要約 (100字以内)	生産者を明記する
	意見	
理由 (可能であれば、根拠)		「生産地」とは繁殖者名等を指すとされているが、守られていないケースが多い。